

議員政治倫理調査 特別委員会

本特別委員会は、4月からこれまで8回にわたり委員会を開催し、平成25年2月に観光庁が公募した「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」に、嶺北ふるさと創造観光協議会（以下「協議会」という。）が提案し、採択された事業取組に疑義があるとして、同協議会事務局長である、松村治門議員の政治倫理基準に違反する行為の存否に関して、実態を把握するため、関係機関等から意見聴取、資料の収集などを行い、公平、公正に、委員会の審査も原則公開のもとで進めてまいりました。

現段階での調査経過及び総括について、中間報告として当委員会の判断等を申し述べます。

1 「提案書」の作成経緯と記載内容に関する、松村議員の倫理違反行為について

当委員会としては、協議会が観光庁に提出した「提案書」の記載内容は、事実と異なるものが数々あり、しかも観光庁の公募要領と申請書類記載要領の規定に反している、と判断せざるを得ない。

また、「提案書」は松村議員と調査業務に関わる業者によって作成されたものであり、関係者として記載された各観光協会や各商工会などは、同意もなく記載されたものと判断せざるを得ない。

これらは倫理規範に反するものであり、「提案書」の作成の中心的な役割を果たした松村議員の責任は重大であると指摘せざるを得ない。

2 協議会の実態に関する、松村議員の倫理違反行為について

当委員会としては、協議会の事務局は提案書には勝山市観光協会と記載されているが、その実態は「事務取り次ぎ」にすぎず、「名義貸し」のような状態になったことは社会規範に反するものであり、当事者である松村議員の責任は重大であるとともに、勝山市観光協会にも責任があると指摘せざるを得ない。

また、協議会の実態は、松村議員が独断で運営しているにすぎず、会員とされた各観光協会や各商工会との信義違反は明らかであり、松村議員には倫理違反行為があったと判断せざるを得ない。

3 松村議員は、当時、勝山市議会議長としての立場を利用した

勝山市議会とは関係のない「協議

会」の第1回会議を、松村議員の名前で招集し、各観光協会や各商工会などは「勝山市議会議長からの案内と思った。」と証言した。

さらに、中部運輸局は、「本件調査業務を進めるうえで採択の段階で中部運輸局が直接やり取りをした嶺北ふるさと創造観光協議会側の者は、当時の勝山市議会議長（松村市議）であったため、当時においては疑問を感じませんでした。」と回答した。

こうしたことから、当委員会としては、松村議員は勝山市議会議長の立場を利用し、勝山市議会とは関係のない事業について、各観光協会や中部運輸局などと勝山市議会議長としてやり取りをするなど、勝山市議会議長としての倫理に著しく反する行動を行ったと判断した。

4 総括

当委員会はこれまで、協議会が国に提出した事業提案書に記載された、関係団体への意見聴取を行ってきた。その結果、松村議員の取組み対応は、適切さ、配慮に欠け、記載された関係団体に大変な不快・不審を与えることになっている、と言わざるを得ない実態に至っていることは誠に遺憾である。

当事業企画提案書の提出及び採択を受け、実行に至る準備において、一般常識では考えられない、配慮を

欠いた進め方が、今回の疑惑をもたられるおそれのある行為の原因である、と言わざるを得ない。

5 今後の対応について

当委員会は、短期間に関係者からの聞き取りや資料請求などに精力的に取り組んできたが、いまだに全容解明したとは言い難く、今回は中間報告として取りまとめたものであり、今後とも関係者からの聞き取りや関係資料の検証を進めていく。よって、当委員会としては、引き続き調査を継続することとし、今後しかるべき時期に最終報告を取りまとめたい。

また、中間報告以降に委員会を2回開催し、今後の調査課題への対応について協議し、今後とも調査を継続し、実態の把握に努めていくとしたところであります。

その中で松村議員の議長在職時の議長公用車の使用について、関係者への調査を行ったところ、平成25年6月4日の使用については、不適切と疑われる事例、同年6月5日の使用については、不適切と判断せざるを得ない事例が判明したので、議長に対して、指摘した事例を含めて、議長公用車の不適切な支出について、松村議員から自主返納するように議長から求めることを要請いたしました。